



介護保険の住宅改修費の支給について

要介護を受けている人であれば、自立支援に必要な住宅改修を行った場合には、改修費の9割が介護保険から支給されます。

支給申請資格者	要介護・要支援認定 を受けている方
支給金額	改修費(消費税を含む)の9割 限度額 20万円まで(保険給付額18万円、自己負担額2万円)
住宅改修の種類	<p>(1)手すりの取付け</p> <p>(2)段差の解消 浴室内すのこ、リフト等動力によるものは除かれます。</p> <p>(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更</p> <p>(4)引き戸等への扉の取替え 自動ドアの動力部分は含まれません。</p> <p>(5)洋式便器等への便器の取替え 腰掛便器、既存の洋式便器への暖房便座・洗浄機能等の取付けは除かれます。</p> <p>(6)その他上記に付帯して必要となる住宅改修 例えば、手すりの取付けのための下地補強、便器取替に伴う給排水設備工事などです。</p>
支給申請手続き	事前申請が必要です。 申請の手続きにつきましては、小田川荘の 介護支援専門員 にご相談下さい。

A 邸の住宅改修をご紹介します。

和室の畳をフローリングに変更	
	
施工前	施工後

浴室に手すりを設置	
	
施工前	施工後

勝手口に式台を設置



施工前



施工後

トイレに手すりを設置



施工前



施工後

なお、井原市高齢者住宅改造助成(上限 50 万円の 2/3 以内 333,000 円)で上乗せ補助もあります。これは 1 回限りの補助となりますので注意して下さい。